

JA広島市では、経営理念である「地域の暮らしに確かさと彩りをつくる」ため、営農・信用・共済・購買事業など、暮らしをサポートするさまざまなサービスを行っています。

組合員および地域のみなさまのニーズに応え、より身近な存在として、「まず、JA広島市に相談してみよう」と思っていただけるように、各事業活動の紹介をしていきます。



第12回 共済事業① ひとの保障

JA広島市では、組合員のみなさまの生活のさまざまなニーズにお応えできるよう、「ひと・いえ・くるま」の保障を幅広くそろえています。今号では「ひとの保障」について紹介します。

就職したとき、結婚したとき、お子さまが誕生したときなど、人生における保障の必要性はさまざまに変化します。「ひとの保障」は、「人の生命・身体」を対象としたもので、加入された方が病気やケガ、入院をしたときや亡くなられたときの保障です。JA広島市では組合員・利用者のみなさまへの訪問活動「3Q訪問活動」を通じて、ひとりひとりの安心な未来のためにご加入の保障内容の点検を行う「安心チェック」を実施中です。年齢、家族構成や資金備蓄ニーズに合った保障をご提案させていただいています。



3Q訪問活動を通じて、現在の保障内容がその人にとってピッタリのものかを見直すことで、将来への不安や要望など問題解決のお手伝いをさせていただきます。



金融推進課
松川 靖 課長代理

4月より、農業者が安心して農業に専念することができるように、身体に障害が残ったときの収入減少などに備えられる「生活障害共済」ができましたのでお問い合わせください。



金融推進課
川本 拓郎 係長

NEW!!



もしも、働けなくなったらどうしよう…。



病気やケガにより身体に障害が残ったとき、収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。

身体障害者手帳1～4級まで、幅広く保障します。

公的な制度の身体障害者福祉法にもとづく身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。身体障害者福祉法の身体障害状態に該当し、その障害に対して、同法にもとづき1～4級の身体障害者手帳の交付を受けた場合を保障しています。(注)



Case 1
農作業中の事故により片手の親指と人差し指の切断 など



Case 2
脳梗塞・脳卒中による下半身のマヒ など



Case 3
咽頭がんにより咽頭を摘出

(注)ただし、責任開始時以降に生じた原因により身体障害状態となった場合に限り。 ※上記は、身体障害のリスクのイメージです。身体障害者手帳の等級認定は各自自治体の判断となります。

JA共済のホームページに、ひと・いえ・くるまの保障(商品)の概要が掲載されています。そのなかの見積総合サイト「JA eサービス」により、保障および共済掛金が簡単に試算できるようになっています。



お申込み、お問い合わせは、各支店または金融推進課 ☎082-831-5919 まで